

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、平成19年度の国の予算につきましては、昨年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成19年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況にかんがみ、さしあたり現段階における地方財政の見通し、その他予算編成上留意すべき事柄について、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成19年1月22日

総務省自治財政局財政課長

佐 藤 文 俊

各都道府県総務部長 殿

(財政課、市町村担当課扱い)

各指定都市財政局長 殿

(財政課扱い)

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、昨年12月1日「平成19年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、12月19日に「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成19年度予算の概算（別添資料第3）を閣議決定した。

- 1 平成19年度予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により編成された。
 - (1) 平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、平成19年度予算編成に当たっては、歳出改革路線を強化する。このため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下、「行革推進法」という。）に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算に反映させる。
 - (2) 歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図る。足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について、前年度の水準（29兆9,730億円）より大幅に減額する。
 - (3) 予算の配分に当たり、「公共事業関係費」及び「その他の経費」については、「公共事業関係費」の総額を前年度予算額から3%減算した額、「その他の経費」の総額を前年度予算額から原則として3%減算した額及び重点化促進加算額の合計額の範囲内とすることを基本に厳しく抑制する。「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。また、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とする。
 - (4) 予算配分の重点化・効率化に当たっては、「活力に満ちたオープンな経済社会の構築」及び「健全で安心できる社会の実現」に施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。

政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。さらに、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。

- (5) 税制については、平成19年度予算の歳出削減の状況、平成18年度決算の状況、医療制度改革を受けた社会保障給付の実績等を踏まえ、来年秋以降に本格的・具体的な議論を行い、これまでの与党税制改正大綱に示された改革工程に沿って、平成19年度を目途に税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。

平成19年度税制改正においては、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、経済成長を財政再建、さらには国民負担を可能な限り小さくすることにつなげていくという観点から、我が国経済の成長基盤の整備に向けて税制を見直すこと等を検討する。

- (6) 成果目標 (Plan) - 予算の効率的執行 (Do) - 厳格な評価 (Check) - 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるため、「成果重視事業」や「政策群」の取組を引き続き進める。政策評価の改善・充実に図りつつ、政策評価と予算との連携強化を更に進める。また、「新成長経済への移行期」において、歳出・歳入一体改革が実効性を持つよう、複数年度にわたる歳出をチェック・フォローする視点に立って、経済財政諮問会議における「構造改革と経済財政の中期展望」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、「予算の全体像」、「予算編成の基本方針」の策定を踏まえた政策プロセスを強化する。

- 2 また、「平成19年度予算編成の基本方針」においては、地方財政について、以下の方針が示されている。

国と地方の信頼関係を維持しつつ、「基本方針2006」に沿って、平成19年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を厳しく抑制する。

「地方分権改革推進法案」を踏まえて、「新分権一括法案（仮称）」の3年以内の国会提出に向け検討を進める。

国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

地方公共団体間で財政力に隔たりがある現状を踏まえ、その格差の縮小を目指す。

交付税に依存しない不交付団体の速やかな増加を目指す。

その地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」を平成19年度から実施する。また、簡素な新しい基準による交付税の算定方式を平成19年度から導入する。

地方の自己規律による財政健全化を促すため、新たな再生制度の整備に向けた取組を進める。地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下、「地方行革新指針」という。）等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。

- 3 このような方針に基づいて編成された平成19年度の一般会計予算の規模は、82兆9,088億円（前年度比3兆2,228億円、4.0%増）で、一般歳出は、46兆9,784億円（前年度比6,124億円、1.3%増）となっている。

財政投融资計画の規模は、14兆1,622億円（前年度比8,424億円、5.6%減）となっている。

また、「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成19年度の国内総生産は521.9兆円程度、名目成長率は2.2%程度、実質成長率は2.0%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

平成19年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に増加するものの、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれた。

このため、「基本方針2006」に沿って、国の歳出予算と歩を一にして、地方歳出を見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、

地方交付税の現行法定率を堅持しつつ安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。また、併せて、地方財政の健全化を図るため、交付税特別会計の新規借入を廃止するとともに、計画的な償還を開始することとした。その概要は次のとおりである。

1 地方交付税の現行法定率分の堅持及び安定的な財政運営に必要な「一般財源総額」の確保

国と地方の信頼関係を維持しつつ、歳出・歳入一体改革を進めることが必要であり、「基本方針2006」に沿って、地方交付税の現行法定率分を堅持すること、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することが必要である。

このような観点に立って、地方財政対策を講じた結果、平成19年度においては、地方交付税の現行法定率分を堅持し、その減額を行わないことするとともに、「一般財源総額」（地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の合計額をいう。）は、59兆2,266億円、前年度に比し5,134億円の増となり、平成18年度を上回る額を確保することとしたところである。

2 交付税特別会計借入金の償還

交付税特別会計における借入金残高が約53兆円にも達する現状を踏まえ、地方財政の健全化に資するため、新規借入を廃止し、既往の借入金について、国・地方の負担区分に応じてそれぞれの償還責任を明確にするとともに、計画的な償還を開始することとした。

ア 国は、既往の交付税特別会計借入金のうち、国の負担額18兆6,648億円を平成19年4月1日から国の一般会計借入金として振替整理する措置を講ずる。この結果、当該債務は、以後、国債費として償還を行うこととなる（平成19年度にあつては、1兆7,322億円を償還）。

イ 交付税特別会計借入金のうち、地方の負担額34兆1,509億円（平成18年度補正予算前の平成18年度末残高見込）について、現行の償還期限である平成38年度までの償還計画を新たに作成した上で、平成

18年度補正予算から償還（平成18年度にあつては、平成18年度当初予算における地方負担分の新規借入の減額）を開始する。この結果、平成18年度補正予算においては、5,336億円の、平成19年度においては5,869億円の償還を行う。

3 財源不足とその補てん措置

平成19年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な増加が見込まれる一方で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増、交付税特別会計借入金の大規模な償還が開始される予定であったことなどにより、大幅な財源不足が生じる見込みとなった。このため、交付税特別会計借入金について、上記2のとおり国負担分を国の一般会計借入金に振替整理するとともに、残余の地方負担分について現行の償還期限である平成38年度まで段階的に償還額が逡増する形で償還計画を新たに作成したところである。その結果、4兆4,200億円の財源不足が生じ、平成8年度以来12年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足を生じることとなった。

このため、平成19年度から平成21年度の間は、平成18年度までと同様、建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補てんすることとしたところである。この場合において、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、これらの措置を「地方交付税法」第6条の3第2項の制度改正として講じ、所要の法律改正を行うこととしたところである。

平成19年度は、財源不足額4兆4,200億円について、上記の考え方に基づき、従前と同様の例により、まず、一般公共事業債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発（1兆5,900億円）、地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債（2兆6,

300億円)及び「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平成11年法律第17号)附則第4条第1項に規定する特別交付金(2,000億円)により補てん措置を講ずることとした結果、国と地方が折半して補てんすべき財源不足額は生じないこととなった。なお、その他の留意点は以下のとおりである。

- (1) 臨時財政対策債2兆6,300億円は、平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還金に係る財源不足額1兆252億円並びに地方財政計画歳出の投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち平成17年度是正分2,100億円(平成17年度是正分の一般財源相当額3,500億円の5分の3)、平成18年度是正分8,000億円(平成18年度是正分の一般財源相当額1兆円の5分の4)及び平成19年度是正分5,948億円(平成19年度是正分の一般財源相当額6,000億円のうち財源不足となるもの)の合算額を補てんするものとして発行する地方財政法第5条の特例となる地方債であること。
- (2) 特別交付金(恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金)について、平成19年度の交付額を4,000億円、平成20年度の交付額を2,000億円としていたが、地方税収の動向を踏まえ、総額(6,000億円)を変えない範囲で、交付期間を2年から3年に延長し、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額を2,000億円としていること。

4 児童手当制度の拡充に伴う財源措置

児童手当については、3歳未満の児童に対する手当の月額を一律1万円とする制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加470億円については、平成19年度は、地方特例交付金(児童手当特例交付金)で措置することとしている。

これにより、平成19年度の地方特例交付金の総額は、平成18年度の制度改正分と合わせて1,120億円とすることとしている。

平成20年度以降は、平成19年度与党税制改正大綱において、「少子化

対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討する」とされたことを踏まえ、対応することとしている。

5 決算かい離の一体的是正

平成19年度においても、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、平成17年度及び平成18年度に引き続き、地方財政計画歳出の投資的経費（単独）を1兆2,000億円（一般財源ベースで6,000億円）減額する一方、一般行政経費（単独）を6,000億円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的なかい離是正を行っている。この結果、かい離は概ね解消する見込みとなった。なお、平成19年度は、このかい離是正分の一般財源に相当する額のうち財源不足となった5,948億円を臨時財政対策債により措置することとし、今後5年で、段階的に地方税、地方交付税等の一般財源による措置（財源不足が生じる場合には国と地方が折半して補てん）に移行することとしている。また、この間において、本来であれば国負担となる分との差額については、後年度に交付税総額に加算することにより調整することとしている。

6 地方交付税の総額

平成19年度の地方交付税の総額は1兆5,027億円（前年度比7,045億円、4.4%減）となっている。

なお、「地方交付税法」附則第4条の2第8項及び第9項に基づき平成19年度に加算することとされていた額（6,251億円）については、中期的な交付税の安定的確保に資するよう、今後、交付税特別会計借入金の償還額が増加していく状況を踏まえ、加算時期を調整し、平成22年度以降の3年間で均等に加算することとしている。

また、次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額については、平成25年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、(5)から(7)までに掲げる額の合計額については、平成20年度及び平成21年度の地方交付税の総額から減額することとし、その旨法律に定めることとしている。

(1) 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等

3,120億円

- (2) 平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 67億円
- (3) 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 54億円
- (4) 昭和61年度、平成4年度から平成8年度までの間及び平成10年度における交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額（後年度に償還財源を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしているものに係るものを除く。）
471億円
- (5) 平成17年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた通常収支に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額
1,134億円
- (6) 平成17年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた恒久的な減税に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額
405億円
- (7) 平成17年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国庫補助負担金の一般財源化に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額
7億円

7 地方税制改正

平成19年度の地方税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとしている。

8 地方債

地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして、平成19年度の地方債計画を策定し

ている。

その規模は、1兆2千5百10億円で、前年度に比し1兆4千358億円、10.3%の減となっている。

なお、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、公営企業借換債と合わせて5兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

9 地方財政の規模

平成19年度の地方財政の歳入歳出規模（地方財政計画ベース）は8兆3千1百30億円程度（前年度比0.0%程度減）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は前年度比1.1%程度の減となる見込みである（別添資料第4）。

なお、平成19年度の地方財政計画においては、歳入に占める一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額をいう。）の比率は68.1%程度（平成18年度66.6%）、地方債依存度は11.6%程度（平成18年度13.0%）となる見込みである。

また、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成19年度末借入金残高は1兆9百90億円程度（平成18年度2兆0百10億円）となる見込みである。

第3 予算編成の基本的考え方

平成18年度の我が国経済は、消費に弱さがみられるものの、景気は回復を続けている。企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くと見込まれる。物価の動向を総合的にみると、消費者物価指数は前年比で上昇が続いているが、石油製品、その他特殊要因を除くとゼロ近傍で推移しており、また、需要ギャップはゼロ近傍まで改善している。これらのこと等から、デフレからの脱却が視野に入っているものの、海外経済の動向などにみられるリスク要因を考慮しつつ、デ

フレに後戻りする可能性がないか注視していく必要がある。

「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は、「成長なくして日本の未来なし」の理念の下、「戦後レジームからの新たな船出」を行うため、イノベーションの力とオープンな姿勢により、今後5年間程度で「新成長経済への移行期」を完了するものとしている。

その初年度である平成19年度においては、「創造と成長」の実現を図るとの方針の下で、成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、併せて地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取組を強力に推進し、また、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力強化を図りつつ、車の両輪である行財政改革を断行することとしている。政府・日本銀行は、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となった取組を行うとしているほか、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととしている。

平成19年度の我が国経済については、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれている。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成18年度に引き続き大幅な財源不足の状況にある。地方財政の借入金残高は平成19年度末に199兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くことに加えて社会保障関係経費の自然増も見込まれるところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる歳出・歳入一体改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成19年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の

健全性の確保に留意しつつ、活力ある地方を創るため、地方の知恵と工夫を活かした独自施策の展開等に積極的に取り組まれない。

1 平成19年度の国内総生産の成長率は、名目2.2%程度、実質2.0%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

2 地方分権を一層推進するためには、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すなど、国民の理解を得ることが不可欠である。

総務省においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）を策定し、「集中改革プラン」の公表など、各地方公共団体に対し、積極的な取組を要請してきた。

また、「行革推進法」、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）及び「基本方針2006」を踏まえ、「地方行革新指針」を策定し、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革など、一層の行政改革の推進に努めるよう要請した。

地方公共団体においては、これらの指針を踏まえ、集中改革プランの着実な実施に取り組まれるとともに、事務事業の仕分けを踏まえた検討や市場化テストの積極的な活用など、更なる行政改革に取り組まれない。

3 定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推進されたい。

定員については、「基本方針2006」において5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うこととされており、「地方行革新指針」を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、毎年度の達成状況を検証するなどして、職員数の一層の純減を図られたい。

給与については、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成18年10月17日付け総務事務次官通知）及び上記指針等に基づき、

地域民間給与の適切な反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しをいまだ実施していない団体においては、遅くとも平成19年4月からこれを実施されたい。

加えて、人事委員会機能の発揮等を通じ、地域の民間企業の給与水準をよりの確に反映するなど、「基本方針2006」に沿った取組を推進されたい。

給与や諸手当において不適正な制度・運用がある場合には、速やかにその適正化を図られたい。また、地域手当について、国における指定基準に基づく支給割合を超えて支給している団体及び支給地域に該当していない地域において支給している団体にあつては、速やかに是正されたい。

退職手当についても、国家公務員における退職手当の構造面の見直しを踏まえた見直しを実施していない地方公共団体においては、速やかに国に準じて見直すとともに、退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、早急に是正措置を講じられたい。

職員に対する福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施することとし、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図られたい。

なお、給与及び定員管理の状況の公表については、平成18年3月から運用開始している給与情報等公表システムについて、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底されたい。

職員の人材育成については、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組まれたい。

- 4 一部の地方公共団体においては、不適正な財務処理や公金の取扱い及び予算における不適正な執行等が問題となっているが、「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について」（平成18年11月7日付け総務事務次官通知）において既に通知しているとおり、関係法令に則り適正に行うように特に留意されたい。
- 5 各地方公共団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

- 6 「地方行革新指針」に基づき、公会計の整備については、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでの整備の推進に取り組まれない。また、資産・債務管理については、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定されたい。
- 7 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進められたい。また、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」（平成17年6月22日付け自治財政局長通知）に基づき、平成18年3月より「財政比較分析表」を作成・公表しているところであるが、こうした取組みをさらに進め、公会計の整備を図ることと併せ、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進されたい。
- 8 再建法制の見直しについては、「新しい地方財政再生制度研究会」において平成18年12月8日に報告書がとりまとめられ、フロー・ストックに係る財政指標の整備と情報開示の徹底、財政悪化を早期に防止する早期是正スキームの導入、早期是正段階より財政悪化した場合の再生スキームの構築等が提言された。これを踏まえ、平成19年の通常国会に地方公共団体の財政の健全化のための新しい法案を提出する予定であるので留意されたい。
- なお、こうした状況を踏まえ、新制度への対応も視野に入れた地方公共団体の財政情報の開示の取組みについての要領を別途示すので、これに沿って取り組まれない。
- 9 地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により、地方交付税等の支援措置を次のとおり講じることとしている（交付税措置額3,000億円程度（平成19年度2,700億円程度））。
- また、地方公共団体が独自のプロジェクトを策定する場合には、具体的な成果目標を掲げるとともに、同プロジェクトを住民に公表されたい。なお、

当該プロジェクトについては、総務省ホームページ上で公表することとしている。

- (1) 市町村がプロジェクトに取り組むための経費について、所要の特別交付税措置を講じることとしていること（500億円程度）。
- (2) 製造品出荷額、出生率等の成果指標を普通交付税の算定に反映させることとしていること（2,200億円程度）。
- (3) 経済産業省が検討中の「地域産業活性化法（仮称）」等に基づき、企業立地促進に係る地方交付税措置（減収補てん措置及び地方税増収分の一部を特別交付税において財政需要として算定）を講じることとしていること（300億円程度）。
- (4) 地方公共団体のプロジェクトに対して、情報通信関係施策のほか、関係各省（農林水産省、経済産業省、国土交通省）と連携を図り、都市と農山漁村の共生・対流、企業立地促進、観光振興・交流などの施策に関し、補助事業の優先採択等について配慮を行うこととしていること。

10 公債費負担対策

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金、公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講ずることとしている。

(1) 政府資金の繰上償還

平成19年度から平成21年度までの間において、普通会計債及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る。）の5%以上の金利の地方債を対象として、金利段階に応じ、市町村合併や財政力、公債費、公営企業資本費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、3兆8,000億円程度以内の政府資金の補償金なし繰上償還措置を行うこととしていること（財政融資資金3兆3,000億円程度以内、平成20年度及び平成21年度において簡保資金5,000億円程度以内）（財政力指数1.0以上の団体を除く。）。

(2) 公営企業金融公庫資金の繰上償還及び公営企業借換債

平成19年度から平成20年度の公営企業金融公庫の廃止までの間において、公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る。）の5%以上の金利の地方債を対象として、金利段階に応じ、市町村合併や公営企業資本費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、1兆2,000億円程度の公営企業金融公庫資金の補償金なし繰上償還又は公営企業借換債の措置を講ずることとしていること（うち平成19年度繰上償還4,000億円程度、公営企業借換債2,000億円）。

(3) その他

(1)及び(2)の繰上償還については、その財源として、必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしていること。

- 11 市町村合併については、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、本年3月31日には1,804となる見込みであり、相当の進展を見たところであるが、都道府県ごとの進捗状況には差異が見られる。

このため、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）に基づき、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進するとともに、市町村合併支援プランに基づき、所要の地方財政措置等を講じ、合併した市町村の新しいまちづくりを支援することとしているので、各種支援等の積極的な活用を図られたい。また、都道府県においても、市町村合併の推進に関する構想の策定など、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

12 国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、平成17年度に決定された医療制度改革大綱や、健康保険法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (1) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金（給付費等の7%（5,102億円））については、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 保険料軽減制度については、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、引き続き、その所要額（3,899億円（都道府県3/4、市町

村1／4)) について地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) 以下の制度については、平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意に沿って、平成21年度までの暫定的な措置として、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

① 保険者支援制度（875億円（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4））

② 高額医療費共同事業（1,964億円（国1／4、都道府県1／4、市町村国保1／2））

③ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

(4) 以上のほか、医療制度改革の一環として、特に生活習慣病予防のための取組体制の充実を図る必要があることから、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくりや疾病予防を推進するため、地方公共団体における生活習慣改善に向けた普及啓発等の取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(5) なお、医療制度改革に伴う以下の取組に係る経費について、平成19年度から所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

① 平成20年度から実施する後期高齢者医療制度において、実施主体である広域連合に対する分担経費及び市町村の施行準備に要する事務経費

② 都道府県における医療費適正化計画の策定及び医療機関の医療機能に関する情報を住民にわかりやすく提供する事業等に要する経費

(6) また、後期高齢者医療制度については、広域連合において平成19年度中に保険料率の設定等を行う必要があり、平成20年度からの制度の円滑な施行に向けて遺漏のないようにされたいこと。

13 投資的経費に係る地方単独事業については、前年度の額に比して14.9%の減となっているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%の減であり、地方公共団体の予算編成に当たっては、この増減率を参考として、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたい。

14 地域再生関連対策、地域を支える人づくり事業、地域文化振興対策、科学技術振興対策、地域情報化推進事業、わがまちづくり支援事業、地域経済新

生事業、特定地域経済活性化対策、中小企業金融対策、中心市街地再活性化特別対策事業、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、教育情報化対策、教育教材の整備推進、生活交通確保対策、観光立国推進対策、国際化推進対策、治安維持特別対策、共生のまちづくり推進、介護保険制度支援対策、地域環境保全・創造対策、国土保全対策、防災対策事業、国民保護対策及び新型インフルエンザ対策については、引き続き地方交付税等による措置を講じることとしている。なお、以下の点に留意されたい。

- (1) 「地域情報化推進事業」については、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部策定）において掲げられた「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」という目標の達成に向け、申請・届出等手続のオンライン化及びオンライン利用促進に積極的に取り組まれない。また、安全・安心なICT社会を目指すため、必要に応じ情報セキュリティポリシーの見直しを図る等、情報セキュリティ対策の水準を強化するとともに、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組まれない。
- (2) 「農山漁村地域活性化対策」のうち、国の施策に応じて行う「農地・水・環境保全向上対策」については、平成19年度から地方交付税措置を講じることとしている。
- (3) 「森林・林業振興対策」のうち、「森林整備地域活動支援」については、制度見直しを行った上で、平成23年度までの延長措置が講じられたことから、国の施策に合わせ、地方単独事業に要する経費に対し、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- (4) 「教育情報化対策」のうち、教員が校務処理に使用するコンピュータを整備するために必要な経費については、平成19年度から新たに地方交付税措置を講じることとしている。
- (5) 「教育教材の整備推進」のうち、図書整備については、平成23年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、老朽化・陳腐化した図書の更新に要する経費も含めた新学校図書館図書整備5か年計画が策定されたことを踏まえ、計画的な学校図書整備に必要な経費につ

て地方交付税措置を講じることとしている。

- 15 ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げの特例措置を、一部の地域の融資限度額の見直しを行った上で平成20年3月31日まで延長することとしている。
- 16 排他的経済水域における直轄漁場整備事業の創設に伴い必要となる地方負担については、平成19年度から地方財政措置を講じることとしている。
- 17 直轄高速道路の管理に伴い必要となる地方負担について、維持管理費については地方交付税措置を講じるとともに、修繕費については建設費と同様の地方財政措置（地方債及び地方交付税による措置）を講じることとしている。
- 18 国土交通省が平成19年の通常国会に提出予定である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（仮称）」に基づく地域公共交通活性化・再生対策として、市町村における「地域公共交通総合連携計画（仮称）」の策定に要する経費について地方交付税措置を講じるとともに、同計画に位置付けられた民間交通事業者によるLRT整備、コミュニティバス車両購入等への助成に要する経費について地方債の特例措置を講じることとしている。
- 19 「特別支援教育の充実」として、学校教育法の改正を踏まえ、小中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の障害のある児童生徒に対する教育体制の充実のため、2年間でおおむね全小中学校に特別支援教育支援員を配置できるよう、平成19年度においては約21,000人（平成20年度は約30,000人を予定）の配置に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。
- 20 「医師確保対策」として、地域の医師不足等が深刻である状況を踏まえ、地域医療対策協議会の開催や卒後一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする都道府県の奨学金貸与事業、医師不足病院等における地域の開業医の活用等による医師確保支援事業に要する経費について、平成19年度から地方交付税措置を講じることとしている。
- 21 「子育て支援事業」については、「新しい少子化対策について」（平成18年6月少子化社会対策会議決定）等を踏まえ、児童虐待防止対策の重点的な取組や妊産婦健診費用の助成拡充、地域における子育て力の強化等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する

経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。

- 22 「石綿健康被害救済対策」として、都道府県が「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号）第31条第1項の規定に基づく石綿健康被害救済基金に対して、救済給付の支給に要する費用に充てるために拠出する資金については、平成19年度から地方財政措置を講じることとしている。
- 23 平成18年6月に成立した「消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）」の施行に伴い、都道府県は消防広域化推進計画を定め、また、広域化対象市町村は広域消防運営計画を作成して、自主的な市町村の消防の広域化を推進することとされたが、このような取組を支援するため、「消防広域化支援対策」（仮称）として、これらの計画作成に係る経費及び消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、地方財政措置を講じることとしている。
- 24 「防災拠点施設の耐震診断促進事業」として、防災の拠点となる公共施設の耐震診断に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
これを踏まえ、地域の防災対策の推進と安心・安全の確保に資するため、防災の拠点となる公共施設の耐震化をより一層推進されたい。
- 25 「石油コンビナート等災害防止法」の一部改正に基づく、大容量泡放射システムの配備に伴う新たな広域的な防災体制の整備や科学的知見に基づく防災アセスメントの実施等の経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
これらを踏まえ、石油コンビナート等防災計画を平成20年11月末までに改正するよう、所要の準備を進められたい。
- 26 PFI事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参考として、適切な需要見通しを行うなど事業の安定性の確保に留意しつつ、その積極的な活用に努められたい。

27 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成19年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

28 地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしてきたが、将来にわたってその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、「新地方行革指針」、「地方行革新指針」、「行革推進法」及び「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）の趣旨等を踏まえ、特に次の事項に留意し、さらなる経営改革に積極的に取り組まされたい。

(1) まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

(2) 事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。また市場化テストの積極的な活用に取り組むこと。

(3) より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示に当たっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

(4) 企業職員の給与については、平成18年度から実施している給与構造改革、地域民間給与の更なる反映、特殊勤務等諸手当等の是正の趣旨にかんがみ、給与の見直しを速やかに実施すること。また、定員管理については、「新地方行革指針」及び「地方行革新指針」を踏まえた真摯な取組により、定員の純減に努めること。

なお、専門的見地から経営の助言を行う経営アドバイザー派遣事業については、引き続き実施することとしているので、積極的に活用されたいこと。

29 地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の運営に当たっては、「行

政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）、「行革推進法」、及び「地方行革新指針」を踏まえ、その人員や給与に関する情報を住民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促されたい。特に、行革推進法第57条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請されたい。

また、地方公社及び第三セクター等については、「地方行革新指針」を踏まえ、人件費抑制・随意契約の見直し等に向け取組を進められたい。

- 30 第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進められたい。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討されたい。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意されたい。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

- 31 土地開発公社の運営に当たっては、「「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されるとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り

方について抜本的な検討を行われたい。

- (1) 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。また、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報公開等に努めること。
- (2) 「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組みが行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、より一層の土地開発公社の経営の健全化に取り組まれないこと。
- (3) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

第4 歳入

1 地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

- (1) 平成19年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成19年度の税制改正による減収額を362億円と見込んでいること。
- (2) 平成19年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、5兆4,745億円、15.7%増の40兆3,728億円（道府県税にあつては22.2%の増、市町村税にあつては10.5%の増）になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割91.4%の増、法人税割29.6%の増、利子割59.1%の増、法人事業税16.5%の増、地方消費税0.3%の減、市町村民税のうち所得割21.3%の増、法人税割30.9%の増、固定資産税（交・納付金を除く。）2.2%の増となる見込み

であること。

なお、この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

(3) 平成19年に行われる3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲は、地方分権・三位一体改革の一環として行われるものであり、税源移譲によっては基本的に、①納税者の多くは、平成19年1月から所得税が減少し、同年6月から減少相当分だけ住民税が増加すること、②所得税と住民税の合計額は、税源移譲前後で変わらないことを中心に納税者に対する周知徹底に努められたいこと。

(4) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の用途を明確にすべきものであること。

(5) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税である。このことから、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の用途を明確にすべきものであること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、7,091億円（前年度比3兆233億円、81.0%減）であり、その内訳は、道路譲与税3,072億円（同38億円、1.2%減）、石油ガス譲与税140億円（同2億円、1.4%減）、航空機燃料譲与税167億円（同9億円、5.7%増）、自動車重量譲与税3,599億円（同108億円、2.9%減）及び特別とん譲与税113億円（前年度

同額)となっている。

なお、所得譲与税(前年度3兆94億円)は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成18年度をもって廃止することとしている。

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、総計で3,120億円で、前年度に比し、5,040億円、61.8%の減となっている。

なお、平成19年度においては、児童手当における制度拡充に伴う地方負担の増加について地方特例交付金(児童手当特例交付金)で措置するとともに、減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として特別交付金を交付することとしている。

(1) 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な650億円と平成19年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な470億円を合算した1,120億円であること。

なお、平成19年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応する470億円については、都道府県と市町村にそれぞれ総額の2分の1の額を児童手当引き上げ対象児童数を基礎として交付することとしていること。

また、平成18年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応する650億円については、児童手当の支給対象となる小学校4年生から6年生までの児童の数を基礎として交付することとしていること。

(2) 特別交付金

特別交付金については、地方税収の動向を踏まえ、総額を変えない範囲で、平成19年度及び平成20年度とされていた交付期間を平成21年度まで延長することとしていること。

なお、都道府県分の特別交付金については、普通交付税の交付、不交付の見込みの別に算定した平成19年減収見込額を基礎として交付することとしていること。

4 地方交付税

平成19年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及

び酒税の32%相当額、法人税の34%相当額、消費税の29.5%相当額及びたばこ税の25%相当額の合計額1兆6,196億円（平成9年度及び10年度に係る精算額のうち平成19年度精算額870億円を減額した後の額）であり、前年度当初に比し8,771億円、6.4%増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計における剰余金等2,153億円及び前年度からの繰越分1兆5,208億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額5,869億円及び利子支払額5,661億円を減額した1兆2,027億円であり、前年度に比し7,046億円、4.4%の減となっている（別添資料第5）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1) 基準財政需要額

ア 「基本方針2006」に沿って、平成19年度より簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定（いわゆる新型交付税）を導入することとしていること。

その導入に伴う変動額については、人口規模や土地の利用形態によるコスト差を反映するとともに、新たに設ける地域振興費（仮称）において条件不利地域等の財政需要に対応することにより、最小限にとどめることとしていること。

イ 「頑張る地方応援プログラム」における地方交付税措置として、製造品出荷額、出生率等の成果指標を地方交付税の算定に反映させることとしていること。

なお、行革インセンティブ算定については、「頑張る地方応援プログラム」の地方交付税措置の一環として、引き続き実施することとしていること。

ウ 都道府県分について、旧「企画振興費」に適用していた密度補正（外国青年招致人員数等）を廃止するとともに、市町村分について、「商工行政費」の密度補正（商工業従事者数）及び旧「その他の土木費」に適

用していた投資態容補正（昼間人口）を廃止することとしているほか、最近の決算の状況等を踏まえ、引き続き普通態容補正の個別係数を縮減することとしていること。

エ 引き続き、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、三位一体の改革により税源移譲することとされた国庫補助負担金分については、前年度と同様に基準財政需要額に算入することとしていること。

なお、施設整備費の一般財源化に伴い充当された特別の地方債の元利償還金については、平成19年度より基準財政需要額に100%算入することとしていること。

また、平成17年の国勢調査結果の公表に伴い、人口（確定値）、65歳以上人口、75歳以上人口、都市計画区域人口、世帯数等を最新の数値に置き換えることとしていること。

その他、基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

(2) 基準財政収入額

ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面100%算入することとしており、平成19年度は、所得税から個人住民税への税源移譲相当額及び地方特例交付金はその対象となるものであること。

イ 一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び法人関係税の増が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税所得割及び法人税割の増が見込まれること。

ウ 基準財政収入額の見積りに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

エ 法人関係税、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割

(分離譲渡所得分) 及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税及び住民税利子割(利子割交付金を含む。)の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(3) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成18年度に比し、簡素な新しい基準及び地域振興費(仮称)で算定することとなる経費(事業費補正を除く。)にあつては、道府県分0.0%程度、市町村分0.0%程度、その他の経費(公債費及び事業費補正を除く。)にあつては、道府県分3.0%程度、市町村分3.0%程度の減と見込まれること。

(4) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、2兆6,300億円を基準財政需要額から控除することとしていること。

なお、臨時財政対策債への振替方法については、臨時財政対策債への振替を考慮せずに算出した基準財政需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を差し引く方法とすることとしていること。その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし、平成18年度の臨時財政対策債振替相当額を算出した際に用いた補正係数を基礎として算出することとしていること。

(5) 平成19年度の特別交付税の総額は、平成18年度に比し4.4%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成18年度において、災害対策及び合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方公共団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、地方財政計画上0.3%程度の減になるものと見込まれる。

また、平成19年度における各種交付金の計上額は、別添資料第6のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積

もること。

6 地方債

平成19年度の地方債計画（別添資料第7）は、地方公共団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は、1兆5,108億円となり、前年度に比し1兆4,358億円、10.3%の減となっている。

このうち、普通会計分は9兆6,529億円で、前年度に比べて1兆1,645億円、10.8%の減となっており、公営企業会計等分は2兆8,579億円で、前年度に比べ2,713億円、8.7%の減となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債を2兆6,300億円計上していること。

なお、資金については、原則として市町村について政府資金を配分することとし、7,890億円を確保していること。

(2) 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により財源対策債として1兆5,900億円を計上していること。なお、これは個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

(3) 国庫補助負担金改革における施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、引き続き施設整備事業（一般財源化分）700億円を計上していること。

(4) 団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,900億円を計上していること。

(5) 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革

を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体について、通常の地方債に加え、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当することができることとし、3,000億円を計上していること。

- (6) 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下、「旧合併特例法」という。）の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き続き合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、合併新法の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、引き続き、合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

なお、合併特例債により積み立てられた旧合併特例法第11条の2第1項第3号に規定する基金の取崩しは、積立てのために特例的に認められた合併特例債の性格にかんがみ、当該積立てのために発行された合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内で、取り崩すことが可能なものであること。

- (7) 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保していること。特に、過疎対策事業債については、ほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地域の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

- (8) 地方債資金については、郵政民営化に伴い郵政公社資金を廃止するとともに、行革推進法に基づく資産債務改革、特別会計改革、政策金融改革などの動向を踏まえ、都道府県及び政令指定都市を中心に、市場公募地方債による市場化の一層の推進を図るとともに、行革推進法と郵政民営化法第182条を踏まえ、公的資金の縮減・重点化を引き続き図りつつ、所要の公的資金を確保することとしている。

この結果、平成19年度地方債計画における地方債資金については、政府資金（財政融資資金）3兆2,800億円（政府資金前年度比5,700億円、14.8%減、地方債計画中の構成比26.2%、財政融資資金前

年度比900億円、2.7%減、地方債計画中の構成比26.2%)、公営企業金融公庫資金1兆3,500億円(前年度比560億円、4.0%減、地方債計画中の構成比10.8%)及び民間等資金7兆8,808億円(前年度比8,098億円、9.3%減、地方債計画中の構成比63.0%)となっていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆4,000億円(前年度比1,000億円、2.9%減、地方債計画中の構成比27.2%)、銀行等引受資金4兆4,808億円(前年度比7,098億円、13.7%減、地方債計画中の構成比35.8%)となっていること。

- (9) 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。特に、証券発行方式の地方債を発行している地方公共団体で未だ振替制度へ移行していない団体にあつては、平成20年1月6日以降は公共法人等の非課税措置等の税制上の優遇措置が振替地方債にのみ認められること等を踏まえ、原則として一般債振替制度への円滑かつ早急な移行を図られたいこと。

なお、平成20年1月1日以降において、非居住者又は外国法人が支払を受ける振替地方債の利子については、振替国債と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さないこととし、源泉徴収を免除する税制上の特例措置を講ずる予定であること。このため、振替地方債を発行している地方公共団体にあつては、当該特例措置の創設に際し、関係機関との連携や体制の整備等に努められたいこと。

- (10) 全国型市場公募債については、既発行団体にあつては発行規模の拡大に努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行することを目指す観点から、未発行団体にあつては積極的にその発行を検討されたいこと。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積

極的に取り組まれないこと。

なお、市場公募債の発行形式については、それぞれの地方公共団体が自ら交渉して、自主的に条件を決定することが基本的な姿であることを踏まえ、適切な条件決定方式を選択して発行すること。

平成19年度においては、新たに3団体が全国型市場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型市場公募債については、発行団体130団体程度、3,500億円程度の発行が予定されていること。

- (11) 発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく全国型の共同発行市場公募債については平成19年度において発行規模1兆2,000億円程度、28団体を予定していること。なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたいこと。
- (12) 地方債に関しては、B I S（国際決済銀行）規制上のリスク・ウェイトが国債と同様ゼロとされているところであるが、平成19年3月末のB I SによるバーゼルⅡ発効後についても、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年3月27日金融庁告示第19号）等に基づき、信用リスクの標準的手法において、国債と同様、地方債は引き続きリスク・ウェイトがゼロとされていること。
- (13) それぞれの地方公共団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること、上記(12)のとおりB I S規制上リスク・ウェイトがゼロとされていること等について、地方債の市場化の推進に対応し、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にI R活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行われたいこと。
- (14) 公共事業の見直しや公共施設の目的外転用に伴い必要となる財政融資資金等の繰上償還を行う場合には、一定の要件のもとで民間等資金による借換債を認めることとしていること。
- (15) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努められたいこと。

(16) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方公共団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

なお、やむを得ず、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処することを原則とすべきであり、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎まされたいこと。

7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

なお、平成19年度においては、地方財政計画及び地方交付税の単位費用の算定基礎において、公立の高等学校授業料及び幼稚園保育料を引き上げることとしている（別添資料第8）。

第5 歳出

1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

(1) 各地方公共団体においては、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、公共施設の効率的な配置等の取組により、適正な定員管理を一層推進し、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に向け、定員の純減に努められたいこと。

なお、国の法令による定員配置の基準を超えて職員配置をしている場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定員の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

(2) 地方財政計画上の職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標のうち、純減を各年度均等に行うとした場

合の一年分に相当する定員純減数29,358人及び退職者見込みが今後5年間のうちで前半年度に偏ると見込まれることを踏まえた純減前倒し分5,000人の計34,358人の純減としていること。

- (3) 義務教育諸学校及び公立高等学校（特別支援学校高等部を含む。）の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴い、それぞれ722人、3,005人の減員を見込んでいること。

公立大学、公立幼稚園の教員については、地方財政計画上、3,681人の減員（大学独立法人化による教員数の減員3,466人を含む。）を見込んでいること。

- (4) 一般職員（教員、警察官、消防職員及び警察事務職員等を除く職員。）については、地方財政計画上、28,330人の減員を見込んでいること。

- (5) 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に、3,000人の増員を行うこととしていること（別途、平成9年度に措置された臨時増員分が平成18年度で終了することに伴い1,512人の減員がある。）。また、警察事務職員については、108人の減員を見込んでいること。

- (6) 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。

- (7) 団塊の世代の大量定年退職等に対処するため、地方財政計画上の退職手当を前年度に比し16.5%増の2兆3,800億円程度計上することとしていること。

- (8) 平成19年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと。

- (9) 地方財政計画上の給料単価等の積算に当たって、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針2006」に沿って、地域民間給与の更なる反映、期末勤勉手当の支給月数の地域格差の反映及び級別職員構成の是正を見込んでいること。

2 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底

した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努められたい。

(1) 一般行政経費（単独）については、地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置を行う一方、既定の行政経費については自助努力による節減分を見込みつつ極力縮減し、一体的かい離是正分を除き、前年度に比し約0.9%減の1兆3,500億円程度を計上することとしていること。

なお、平成19年度は投資的経費（単独）との一体的かい離是正分として、6,000億円を増額計上することとしており、これを含めた場合、前年度に比し約3.5%増の1兆9,500億円程度となること。

(2) 国民健康保険関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,899億円、都道府県調整交付金5,102億円及び国保財政安定化支援事業1,000億円をあわせた1兆1億円を計上することとしていること。

(3) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成19年度においては、5,700億円程度（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(5) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

3 投資的経費

地方公共団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方公共団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。

(1) 国の公共事業関係費は前年度比3.5%減とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し、約0.9%増の1兆1,400億円程度、補助事業費については、前年度に比し約2.7%減の5兆5,100億円程度となる見込み

であること。

(2) 地方単独事業費については、前年度比14.9%減の8兆5,900億円程度を計上することとしているが、一般行政経費（単独）との一体的なikai離是正分を除いた伸び率は3.0%の減であり、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」等の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたいこと。

(3) また、公共工事については、「公共工事コスト縮減に対する取組について」（平成12年9月1日付け自治事務次官通知）及び「公共工事コスト構造改革に対する取組について」（平成15年10月24日付け総務事務次官通知）に基づき、より一層のコスト縮減に取り組み、縮減率の公表を推進されたいこと。

4 公債費

公債費については、近年の投資的経費の抑制などにより、地方財政計画上前年度に比し1.1%程度の減を見込むこととしている。しかしながら、依然として高い水準にあるとともに公債費の状況は各地方公共団体において異なるものであること等にかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

5 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し0.0%程度の減を見込むこととしているが、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上す

ることとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

7 その他

次の諸点に、特に留意されたい。

- (1) 国等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）第24条の規定に基づき適正に対処すること。また、同条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄付金等の支出を行う場合は、国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる経費を除くものであることなど、「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」（平成14年11月1日付け自治財政局財務調査課長通知）等により、適正に対処すること。

さらに、国鉄民営化に伴い設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出についても、同法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対処すること。

- (2) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各施行団体にあっては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まされたいこと。

- (3) 公営競技関係法人については、「行政改革の重要方針」において、助成金交付事業の徹底した透明化、一層の効率化等による財政寄与の確保等の観点から、事業及び組織形態の見直しが行われることとされているので、留意されたいこと。

- (4) 政策金融改革により、公営企業健全化基金については、廃止される公営企業金融公庫から新組織の新勘定へ全額承継することとしていること。

また、「地方財政法」第32条の2に規定する公営競技を行う地方公共団体の納付金は、新組織移行後においては、公営企業健全化基金を承継する新組織に納付することとしていること。

- (5) 公共工事の入札及び契約手続については、地方公共団体における入札及び契約の適正化・支援方策を年度内にとりまとめることとしているが、「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について」（平成18年11月7日付け総務事務次官通知）において既に通知しているとおり、事務手続のより一層の透明性、公平性の確保のため必要な改善を加えるなど、適切に対処されたいこと。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により義務付けられている発注見通しの情報の公表などの事項について、未だ措置されていない団体にあつては、早期に是正するとともに、同法に基づく指針に従い、必要な措置を講じるよう努められたいこと。

なお、一般競争入札の拡大や総合評価方式の拡充、ダンピング受注の防止の徹底等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成18年12月28日付け総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたいこと。

- (6) 公共工事の品質の確保については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が平成17年4月1日に施行され、また、同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が平成17年8月26日に閣議決定されたことを踏まえ、同法及び同方針に基づいて、公共工事の品質確保の促進を図るため総合評価方式の実施など必要な措置を講じられたいこと。

- (7) 国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり（平成12年5月26日閣議決定）、「民間と競合

する公的施設の改革について」（平成12年6月9日付け自治事務次官通知）に基づき、適切に対処されたいこと。

- (8) 住民票の写しの交付等の事務については、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）により郵便局において取り扱うことができ、また、「公共サービス改革法」により官民競争入札等の対象とすることができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、これらの制度の活用を努められたいこと。

なお、「郵政民営化の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第102号）により、郵政民営化後の郵便局においても従前どおりこれらの事務を受託することができることとされていること。

- (9) 平成17年4月から、ペイオフが全面解禁されており、地方団体の公金預金の管理・運用に関しては、適切に対処されたいこと。

特に公金の保全が完了していないにもかかわらず、資金の管理運用等に係る方針の整備などがなされていない団体については、早急に対処されたいこと。

第6 地方公営企業

- 1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしているので、その適切な活用を努められたい。
- (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
- (2) 公営企業金融公庫資金においては、臨時特別利率分として、3,400億円を確保するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業を対象とした従来分について利率要件を利率6.0%以上から利率5.5%以上に緩和した上で借換枠を1,000億円、臨時特例措置分について利率要件を利率7.3%以上から利率7.0%以上に緩和した上で借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円（前年度2,000億円）計

上していること。

- (3) 簡易水道事業については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に簡易水道事業債（臨時措置分）を措置することとし、その結果充当率を100%（うち臨時措置分10%）に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る簡易水道事業債の元利償還金については、その全額を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

また、簡易水道事業の経営の効率化・健全化を図るため、簡易水道事業統合計画を策定し、事業内の簡易水道施設を整理・統合しようとする場合には所要の地方財政措置を講じることとしているので、積極的に活用されたいこと。

- (4) 下水道事業については、平成18年度の地方財政措置の見直しに伴う平成17年度までに発行した下水道事業債の元利償還金に係る従来の公費負担割合（雨水相当分7割）による額と新たな公費負担割合（雨水分及び汚水公費分）による額との差額について、前年度に引き続き、下水道事業債（特別措置分）に振り替え、当該特別措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

また、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象資本費）が高水準となる事業に対する高資本費対策として、一定の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方交付税措置を講じることとしていること。

下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計の負担が過大になっている団体においては、早急に使用料の適正化に取り組まされたいこと。

加えて、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置を講じることとしているので積極的に活用されたいこと。

さらに、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度と同様に、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に下水道事業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時

措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(5) 交通事業については、都市内交通の改善、人と環境にやさしい都市交通の構築等の観点から、高機能路面電車システム（「LRTシステム」）の整備について、新たに地方財政措置を講じることとしていること。

(6) 病院事業については、近年における自治体病院経営を取り巻く環境の変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用に資するため、地域における当該病院の役割を明確にしたうえで、他の医療機関との連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進すること。また、経営の透明性を確保する観点からも、職員数・給与の見直し、民間委託の推進を図る等経営の徹底した効率化を図り、適切な医療の確保に努めること。なお、医師確保対策等を進めるため、院内保育所の運営に要する経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

第7 公営企業金融公庫廃止後の新組織について

「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」（平成18年6月27日行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定）等を踏まえ、公営企業金融公庫は平成20年10月に廃止され、地方公共団体が共同して設立する新組織に移行することとなっている。新組織の体制、業務及び現公庫から新組織へ資産・負債の承継等については、次のとおりとすることとしており、また、これを踏まえ、平成19年の通常国会に新組織に関する法律案を提出する予定であるので留意されたい。

(1) 新組織の体制、業務等

意思決定機関に知事、市長、町村長の代表のほか、学識経験者を加えるとともに、外部有識者によるチェック機関、監査法人等による外部監査の導入などにより、外部からのチェックが働く仕組みとすること。

新組織の業務範囲については、現行の公営企業金融公庫の業務の範囲内で重点化を行い、事業規模については、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減を図ること。

(2) 資産・負債の承継等

新たな貸付業務と既往の債権債務を管理する勘定を区分した上で、新組織の将来にわたる安定的な経営を確立するため、新・旧両勘定の適切な運営・管理に必要な額として、新組織移行時に見込まれる債券借換損失引当金の全額、概ね3.4兆円を承継すること。また、そのうち概ね2.2兆円程度が、新組織が新たに行う貸付業務について、将来にわたる経営の持続可能性を確保するため、新勘定におかれること。また、公営企業健全化基金は新勘定に、利差補てん引当金は旧勘定に全額承継すること。

また、地方公共団体が新組織へ全額出資を行うこととし、発行済みの政府保証債の借換債に限り、適切な条件の下に引き続き政府保証を付すこと。

平成 19 年度予算編成の基本方針

〔平成18年12月1日〕
閣議決定

I 新成長経済に向けた改革の加速・深化

1 新成長経済に向けて

(我が国経済の現状と見通し)

景気は、消費に弱さがみられるものの、回復を続けている。

我が国経済は、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれる。

一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

(成長力強化)

我が国の経済システムは、累次の改革の成果が現われ、長い停滞のトンネルを抜け出し、明るい展望が開ける状況となったが、依然として現実とのミスマッチが見られ、我が国の高い潜在力が活かせず、国民の真のニーズにこたえきれていない。このような構造的な問題に対処し、国民生活をより豊かにするため、新たなレジームを創造して日本経済を中長期的に新たな成長ステージへと引き上げていくことが求められている。

このため、「成長なくして日本の未来なし」との理念の下、「戦後レジームからの新たな船出」を行うためには、イノベーションの力とオープンな姿勢により、今後5年間程度で「新成長経済への移行期」を完了するものとし、適切なマクロ経済政策の下、日本経済の潜在成長力を高めるための改革に大胆に取り組む。

(地域経済の活性化と再チャレンジ支援)

地方の活力なくして国の活力はない。活力に満ちた日本経済は元気な地域経済に支えられて実現する。しかし、地域間で景気回復にはばらつきがみられる。地方分権改革を推進するとともに、政府一体となった地域活性化策などを通じて地域経済の活性化を推進する。また、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、自由に独自の施策を展開するやる気のある地方に対して、「頑張る地方応援プログラム」を実施する。

勝ち組、負け組が固定化することへの懸念など克服すべき課題に対処し、再チャレンジを支援するための施策を推進するなど各般の施策に取り組む。

2 車の両輪としての行財政改革

(財政健全化)

財政健全化に向け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）に沿って、歳出・歳入一体改革に正面から取り組むこととし、平成19年度予算において責任ある新たな第一歩を踏み出すこととする。経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、今後5年間に歳出削減を計画的に実施し、まずは平成23年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる。その際、自然増収を安易に歳出に結び付けないようにする。

これらの取組に際しては、「成長なくして財政再建なし」との理念の下、成長力強化と財政健全化の双方を踏まえたバランスの良い経済財政運営を一貫性をもって継続的に行うこととする。

(改革の加速・深化)

経済、社会全般にわたる構造改革と国民の自助努力により、改革の成果が現われてきている一方で、我が国財政は極めて厳しい状況にあり、人口減少や少子高齢化が進めば、現在の世代よりも将来の世代に一層重い負担がかかることは明らかである。国と地方の行政のより一層のスリム化・効率化を推進することなく国民に負担増を求めることはできないことから、抜本的な行政改革を強力に推進し、21世紀にふさわしい仕組みを作り上げていかなければならない。

このため、「行政改革推進法」に基づき、民間活動の領域を拡大し、行政機構の整理・合理化を図る観点から、事業の仕分け・見直しを行いつつ、政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、資産・債務改革を推進する。あわせて、郵政民営化の確実な実施、市場化テストの積極的な実施、規制改革、公務員制度改革、公益法人制度改革等に取り組み、簡素で効率的な「筋肉質の政府」を実現する。

また、道州制の実現のための検討を加速する。

II 平成19年度における財政健全化への基本的考え方

(歳出改革の強化)

平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、平成19年度予算編成に当たっては、歳出改革路線を強化する。このため、「行政改革推進法」に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算に反映させる。また、歳出全般にわたる徹

底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図る。足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について、前年度の水準（29兆9,730億円）より大幅に減額する。

予算の配分に当たり、「公共事業関係費」及び「その他経費」については、「公共事業関係費」の総額を前年度予算額から3%減算した額、「その他経費」の総額を前年度予算額から原則として3%減算した額及び重点化促進加算額の合計額の範囲内とすることを基本に厳しく抑制する。「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本の見直しを行い、歳出の抑制を図る。また、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とする。

予算配分の重点化・効率化に当たっては、Ⅲの「活力に満ちたオープンな経済社会の構築」及び「健全で安心できる社会の実現」に施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。さらに、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。

（各分野における歳出改革）

今後5年間に実施すべき歳出改革の初年度として、「基本方針2006」に沿って、①から③までに掲げる各分野について制度・施策の見直しを行う。また、その他の歳出分野についても、同様に、歳出改革に取り組む。

① 社会保障

少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、社会保障については、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう制度全般にわたり不断の見直しを行う。

平成19年度予算においては、雇用保険制度について、失業等給付に対する国庫負担の廃止を含めた在り方の見直し、雇用保険三事業の抜本的な見直し等を行うとともに、生活保護に関して、自立支援の観点を踏まえつつ、母子加算の見直し、生活保護制度に優先した所有不動産を担保とする資金の貸付け等を行う。

また、医療・介護サービスについては、制度を支える費用負担への納得を得る上でも、その質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストを低減させていくことが極めて重要であり、そのための総合的な取組を計画的に推進する。

② 公共投資

歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続する。真に必

要な社会資本整備を実施するために、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保を推進する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、あらゆる分野での官民格差等を踏まえたコスト縮減や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図る必要がある。

具体的には、地域の自主性・裁量性を尊重し、国と地方の役割分担に留意しつつ、地域の自立・活性化を図るための取組を支援する。また、国際競争力を高めるインフラ整備として、三大都市圏環状道路、スーパー中核港湾、大都市圏拠点空港等を推進する。さらに、引き続き規制手法の活用やソフト施策との連携を図りつつ、防災・減災対策の推進等に取り組む。上下水道、大規模ダム、都市公園、地方道、地方港湾、地方空港、農山漁村の生活環境整備等については、各地域におけるニーズや整備水準等についても十分に踏まえつつ、これまでの「予算編成の基本方針」に基づき、引き続き見直しを行う。

また、地域間の予算配分は、整備状況を踏まえて弾力的に行う。

さらに、既存ストックの有効活用、効率的・計画的な維持管理・更新の推進、PFIを通じた更なる民間活力の活用、規格の見直し等による効率的な公共事業の実施に努め、5年間で、15%の総合コスト縮減を図ることを目標とする公共事業コスト構造改革を引き続き強力に推進する。

特に、談合の排除を徹底し、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充等を通じた入札・契約の一層の競争性、透明性、公正性の確保に取り組むとともに、引き続き評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価を厳格に実施する。

また、こうしたコスト縮減や入札改革といった改革を地方に拡大するための方策について検討する。

道路特定財源については、現行の税率を維持しつつ、一般財源化を前提に見直しを行い、納税者の理解を得ながら、年内に具体案を取りまとめる。

③ 地方財政

国と地方の信頼関係を維持しつつ、「基本方針 2006」に沿って、平成 19 年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を厳しく抑制する。

「地方分権改革推進法案」を踏まえて、「新分権一括法案（仮称）」の3年以内の国会提出に向け検討を進める。

国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

地方公共団体間で財政力に隔たりがある現状を踏まえ、その格差の縮小を目指す。

交付税に依存しない不交付団体の速やかな増加を目指す。

その地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」を平成19年度から実施する。また、簡素な新しい基準による交付税の算定方式を平成19年度から導入する。

地方の自己規律による財政健全化を促すため、新たな再生制度の整備に向けた取組を進める。地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日）等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。

（税制改革）

我が国の21世紀における社会経済構造の変化に対応して、今後、中長期的視点からの総合的な税制改革を推進していくことが求められている。

この中で、喫緊の課題として、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資するとともに、歳出削減を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。また、子育て支援策等の充実、地方分権の推進といった政策目的にもこたえていくとともに、いわゆる格差の問題にも留意する必要がある。

上記の視点に立って、平成19年度予算の歳出削減の状況、平成18年度決算の状況、医療制度改革を受けた社会保障給付の実績等を踏まえ、来年秋以降に本格的・具体的な議論を行い、これまでの与党税制改正大綱に示された改革工程に沿って、平成19年度を目途に税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。

平成19年度税制改正においては、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、経済成長を財政再建、さらには国民負担を可能な限り小さくすることにつなげていくという観点から、我が国経済の成長基盤の整備に向けて税制を見直すこと等を検討する。

（予算制度改革）

成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるため、「成果重視事業」や「政策群」の取組を引き続き進める。政策評価の改善・充実を図りつつ、政策評価と予算との連携強化を更に進める。また、「新成長経済への移行期」において、歳出・歳入一体改革が実効性を持つよう、複数年度にわたる歳出をチェック・フォローする観点に立って、経済財政諮問会議における「構造改革と経済財政の中期展望」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、「予算の全体像」、「予算編成の基本方針」の策定を踏まえた政策決定プロセスを強化する。

Ⅲ 「創造と成長」に向けた予算の重点化・効率化

持続可能な「創造と成長」を実現する観点から、1及び2に掲げる「活力に満ちたオープンな経済社会の構築」と「健全で安心できる社会の実現」に向けた取組で政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進する。また、施策の推進に当たっては、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施する。

1 活力に満ちたオープンな経済社会の構築

(1) 成長力の強化

「経済成長戦略大綱」の基本的考え方と戦略目標の下、生産性向上・技術革新・アジアの活力活用に資する分野への重点化・効率化を徹底し、「経済成長戦略推進要望」も踏まえ、メリハリの効いた配分を行い、成長力の強化に着実に取り組む。

ヒト・モノ・カネ・文化・情報の流れにおいて、日本がアジアと世界の架け橋となる「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。

(国際競争力の強化)

「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)や「イノベーション創出総合戦略」を踏まえ、イノベーション・スーパーハイウェイ構想等の施策を戦略的に推進するとともに、世界をリードする新産業群の創出や国家基幹技術の推進を図る。2025年までを視野に入れた長期の戦略指針である「イノベーション25」を策定する。イノベーションの連続的な創出を促進するため、産学官協働による革新的研究開発の促進等を図るとともに、世界最高水準の特許審査の実現など知的財産保護を更に強化する。「総物流施策大綱(2005-2009)」(平成17年11月15日閣議決定)に基づき、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備や原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。「21世紀新農政2006」に基づき担い手への施策の集中化・重点化を図るとともに、農林水産物や食品の輸出促進等の「攻めの農政」、林業・木材産業の再生及び国際競争力のある水産業への構造改革を推進する。観光立国の実現に向けた諸施策を推進する。医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化に向けた施策を推進するとともに、国内需要中心の産業・製品の国際展開・輸出振興に取り組む。

アジア等海外の成長や活力を日本に取り込むため、ASEAN+1(日本)をはじめとする経済連携協定への取組を加速する。東アジアを含めたアジア太平洋地域において、OECDのような、統計整備や政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向けて取り組む。開発ラウンドの成功に向けて「開発イニシアティブ」を通じた支援を展開するとともに、外交の戦略的・効果的な展開を図る。日本文化の国際競争力や世界への情報発信力を強化する。生活者としての外国人に対する総合対策の策定等により多文化共生社会の構築を進める。

世界最先端のエネルギー需給構造の実現、総合的資源確保等からなる資源・エネルギー政策の戦略的展開を図るとともに、アジア環境・エネルギー協力を進める。

国益の増進に資する世界戦略を展開するため、総合的外交力を強化し、在外公館等外交実施体制を充実させる。

(ITとサービス産業の革新)

「IT新改革戦略」の着実な実施、コンテンツ市場の拡大、次世代IT技術の展開、テレワークの活用等により、ITによる生産性向上と市場創出を図る。また、サービス生産性向上運動を展開することや質の高い効率的なサービスの実現策を講ずること等により、サービス産業の革新を図る。

(地域活性化)

やる気のある地域が独自の取組を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わることができるよう、都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生をはじめとした取組を更に発展・継続させるとともに、国と地方の双方向の連携を通じた意欲ある地域への情報やノウハウの提供、地域活性化を支える様々な担い手の育成・支援、地場産品の活用や地域ブランドの育成等を通じた地域の産業の発展といった分野での取組を政府が一体となって支援する。その際、①地域の知恵を引き出し、活かす、②地域の担い手・人づくりを進める、③地域固有の有形無形の資源を活かす、④国際交流・地域間交流を促す、⑤地域の持続的・自立的発展のための条件を整えるという5つの視点により施策の充実強化を図るとともに、地域にとって使いやすいメニューとなるよう体系化を検討していく。さらに、個々の地域に積極的に出向き、これまでの支援策を通じたノウハウを活用して出張相談などを行うほか、自治会・NPO・産学官等の様々な担い手が参加・協働して地域の発展や課題解決に取り組む新たなネットワークの構築に向けて、省庁連携によるプログラムの策定に向けた検討を行う。

(中小企業支援)

我が国経済活力の源泉である中小企業の活性化のため、中小企業者への資金供給の円滑化等を図るとともに、中小企業の新事業展開や研究開発の支援、中小小売商業、小規模企業等の振興、商店街の活性化を推進する。

(「人財立国」の実現)

全国的な学力調査等による教育の質の向上、産学連携による実践的教育・訓練や地元企業技術者等を活用した理科授業・キャリア教育の推進、ものづくりに対する若者等の関心の向上、健全性を確保した奨学金事業の充実、大学院教育の抜本的強化、高等教育の教育研究資金の確保と第三者評価に基づく重点投資等を図る。

る。また、質の高い留学生の確保に留意しつつ外国人留学生制度の充実を図るとともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める。

(2) 再チャレンジ支援

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われ、勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化している社会、すなわち、チャンスにあふれ、誰でも再チャレンジが可能な社会の実現を目指す。このため、年内に取りまとめる「再チャレンジ支援総合プラン（仮称）」に基づき、以下をはじめとする支援策を総合的に推進する。また、再チャレンジへの取組に対する内閣総理大臣による表彰制度を新たに設ける。

(長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの脱却)

キャリアコンサルティング、能力開発などによる総合的な就職支援、新卒一括採用システムの見直し、雇用機会の確保を進めることにより、フリーターの常用雇用やニートの職業的自立を促進する。また、パート労働者への社会保険の適用拡大などを進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。

多重債務の防止や相談充実等による救済に取り組むとともに、再チャレンジする起業家及び事業再生に取り組む中小企業者の資金調達への支援や不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進する。

(機会の均等化)

子育て、長期の離職、心身の障害、保護者の経済環境、犯罪被害、犯罪歴等、様々な事情・困難を抱える人が、就労や学習に積極的にチャレンジできるよう、相談、助言、訓練、指導、情報や学習機会の提供、テレワークの促進等の取組や関係諸機関の連携を強化する。

(複線型社会の実現)

人生の各段階における働き方、学び方、暮らし方について選択肢を多様化するため、高齢者・団塊世代の活躍の場や社会人の学び直しの機会の拡大、農林漁業への就業支援（「人生二毛作」）をはじめとするUJIターンへの支援や二地域居住への支援等を推進する。

2 健全で安心できる社会の実現

(分かりやすく親切で信頼できる社会保障制度の構築)

年金、医療、介護等の社会保障制度は、人生のリスクに対するセーフティネットである。自立の精神を大切にしつつ、分かりやすく、親切で信頼できる将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障の一体的改革を進める。

年金については、「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」（平成 18 年 4 月 28 日閣議決定）に基づき、被用者年金制度の一元化を推進する。また、加入者に対し、保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を前倒して実施する。社会保険庁については、解体的出直しを行う。

医療・介護については、健康寿命の延伸等を図るための「新健康フロンティア戦略」の策定や「がん対策基本法」に基づくがん対策の総合的・計画的な推進を図るとともに、医療サービスの質の向上や効率化に向けた IT 化の推進、小児科・産科医療や救急医療の確保等地域医療提供体制の整備、療養病床の転換支援を含む地域ケア体制の整備等を進める。また、「障害者自立支援法」の円滑な運用、発達障害者に対する支援等障害者対策を推進する。

（「子育てフレンドリーな社会」の構築）

人口減少社会の到来を踏まえ、出生率の低下傾向の反転に向け、国の基本政策として少子化対策を強力に推進し、「子育てフレンドリーな社会」を構築する。このため、「子ども・子育て応援プラン」、「新しい少子化対策について」等に基づき、出産前後や乳幼児期において経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講ずるとともに、安心して子育てできる環境整備を図り、放課後子どもプランや保育サービス等地域の子育て支援を推進するなど、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援を行う。また、仕事と子育ての両立が可能となるよう、働き方の改革に取り組む。さらに、子育ての素晴らしさや家族の大切さが共有されるよう、社会全体の意識改革に取り組む。

（生活におけるリスクへの対処）

国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。

災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設や住宅等の耐震化、密集市街地の緊急整備、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。

子どもが犠牲となっている凶悪事件や組織犯罪、国際的な犯罪等への対策を進め、「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を推進する。総合法律支援の充実や国民への啓発活動をはじめとした裁判員制度の導入に向けた取組等の司法制度改革、犯罪被害者施策の推進及び情報セキュリティ対策の強化等を進める。安全で安心できる国際的に共生した社会の構築に向けて、テロの未然防止等の取組を推進する。

防衛については、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するため、引き続き弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応等を図りつつ、効率的な防衛力の整備を推進する。

消費者保護の観点を踏まえた住まいや身近な施設等の安全性の確保、鉄道・航空等の事故等の防止、交通安全の確保及びバリアフリー社会の実現に向けた取組を進める。食の安全と消費者の信頼の確保や国民運動としての食育の推進、食料供給力の維持・向上を図るほか、新たな感染症への対策を進める。

京都議定書の約束期間開始を平成 20 年に控え、地球温暖化対策の加速化の観点から、省エネ対策、バイオマス等新エネ対策、原子力の推進、森林の整備・保全、京都メカニズムの活用等の取組を進め、「京都議定書目標達成計画」（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）を着実に推進する。3 R（廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle）、不法投棄対策を通じた循環型社会の構築や自然との共生を進める。環境と経済の両立のため、金融面からの環境配慮、環境技術開発等の取組を進める。

大陸棚の限界に関する情報の提出期限である平成 21 年に向けて、海域における調査の着実な推進、大陸棚の限界に関する情報の作成等に的確に取り組む。

（豊かな生活に向けた環境整備）

21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくため、教育の基本にさかのぼった改革を推進する。

幼稚園・保育所の教育機能を強化するとともに、幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る。

豊かな人間性や社会性を育む体験活動等の推進、学校・家庭・地域の教育力の強化、いじめ・暴力行為・不登校・児童虐待等への対応や発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援の充実等の取組を進める。また、新しい文化芸術の創造、文化財の保存・活用等文化芸術の振興を図る。さらに、生涯スポーツ社会の実現やナショナルレベルのトレーニング拠点の整備等国際競技力の向上を図る。

資料 2

平成 19 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成 18 年 12 月 19 日〕
 閣 議 了 解

1. 平成 18 年度の経済動向及び平成 19 年度の経済見通し

(1) 平成 18 年度及び平成 19 年度の主要経済指標

	平成17年度 (実績)	平成18年度 (実績見込み)	平成19年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成17年度		平成18年度		平成19年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	503.4	510.8	521.9	1.0	2.4	1.5	1.9	2.2	2.0
民間最終消費支出	287.5	289.9	295.0	1.1	1.9	0.8	0.9	1.8	1.6
民間住宅	18.4	18.9	19.1	0.1	▲ 1.0	2.5	0.5	0.9	0.2
民間企業設備	75.0	80.5	83.4	5.5	5.8	7.3	7.1	3.7	3.6
民間在庫品増加 ()内は寄与度	1.0	1.7	2.5	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	74.9	83.5	90.4	11.7	9.0	11.5	7.6	8.2	6.2
(控除)財貨・サービスの輸入	68.4	76.8	82.5	17.7	6.0	12.3	4.6	7.4	4.9
内需寄与度				1.5	1.9	1.4	1.4	2.0	1.7
民間寄与度				1.3	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6
公需寄与度				0.2	0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	0.2	0.1
外需寄与度				▲ 0.5	0.5	0.0	0.5	0.2	0.3
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,654	6,660	6,655		0.2		0.1		▲ 0.1
就業者総数	6,365	6,385	6,390		0.5		0.3		0.1
雇用者総数	5,420	5,480	5,510		1.2		1.1		0.6
完全失業率	%	%程度	%程度		4.3		4.1		4.0
生産	%	%程度	%程度		1.6		4.5		2.1
鉱工業生産指数・増減率					1.6		4.5		2.1
物価	%	%程度	%程度		2.1		2.7		0.7
国内企業物価指数・変化率					2.1		2.7		0.7
消費者物価指数・変化率					▲ 0.1		0.3		0.5
GDPデフレーター・変化率					▲ 1.3		▲ 0.4		0.2
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	7.4	7.0	8.4						
貿易収支	9.6	9.3	10.3						
輸出	65.2	72.8	78.6		10.8		11.6		8.0
輸入	55.6	63.5	68.2		21.8		14.1		7.5
経常収支	19.1	19.9	22.6						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度		3.8		3.9		4.3

(2) 平成18年度の経済動向

景気は、消費に弱さがみられるものの、回復を続けている。

平成18年度の我が国経済は、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くと見込まれる。

物価の動向を総合的にみると、消費者物価指数は前年比で上昇が続いているが、石油製品、その他特殊要因を除くとゼロ近傍で推移しており、また、需給ギャップはゼロ近傍まで改善している。これらのこと等から、デフレからの脱却が視野に入っているものの、海外経済の動向などにみられるリスク要因を考慮しつつ、デフレに後戻りする可能性がないかどうか、注視していく必要がある。

こうした結果、平成18年度の国内総生産の実質成長率は、1.9%程度（名目成長率は1.5%程度）になると見込まれる。

(3) 平成19年度の経済見通し

平成19年度においては、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれる。

こうした結果、平成19年度の国内総生産の実質成長率は、2.0%程度（名目成長率は2.2%程度）になると見込まれる。

①実質国内総生産

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境が改善することから、引き続き増加する（対前年度比1.6%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

雇用・所得環境が改善することから、安定的に推移する（対前年度比0.2%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

企業収益の改善に支えられ、引き続き増加する（対前年度比3.6%程度の増）。

(iv) 公需

歳出改革路線の強化により、公的固定資本形成は減少するものの、医療や介護の保険給付等が増加することから、概ね前年度並みとなる（実質経済成長率に対する公需の寄与度0.1%程度）。

(v) 外需

世界経済の着実な回復が続く中で、引き続き増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度0.3%程度）。

②労働・雇用

厳しさが残るものの改善に広がりが見られ、完全失業率は前年度に比べ若干低下する（4.0%程度）。

③鉱工業生産

内需、外需が増加することから、引き続き増加する（対前年度比2.1%程度の増）。

④物価

国内企業物価（対前年度比0.7%程度の上昇）や消費者物価（対前年度比0.5%程度の上昇）は、上昇を続ける。GDPデフレーターは、プラスに転じる（対前年度比0.2%程度の上昇）。

⑤国際収支

世界経済の着実な回復が続く中で、輸出入とも増加する。所得収支の黒字が大きい中、経常収支黒字はやや拡大する（経常収支対名目GDP比4.3%程度）。

なお、今後の原油価格や世界経済の動向等が我が国経済に与える影響には留意する必要がある。

（注1）本経済見通しにあたっては、「2. 平成19年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政政策を前提としている。

（注2）世界GDP、円相場、原油価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
世界GDP（日本を除く）	3.9%	3.8%	3.3%
円相場（円／ドル）	113.2	116.4	117.3
原油価格（ドル／バレル）	55.5	64.6	61.1

（備考）

1. 世界GDP（日本を除く）は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成18年11月1日～11月30日の1か月間の平均値（117.3円）で以後一定と想定。
3. 原油価格は、平成18年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して以後一定と想定（61.1ドル）。

（注3）我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 平成19年度の経済財政運営の基本的態度

政府は、「成長なくして日本の未来なし」の理念の下、「戦後レジームからの新たな船出」を行うため、イノベーションの力とオープンな姿勢により、今後5年間程度で「新成長経済への移行期」を完了するものとする。

その初年度である平成19年度においては、「創造と成長」の実現を図るとの方針の下で、成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、併せて地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取組を強力に推進する。「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力強化を図りつつ、車の両輪である行財政改革を断行する。また、道州制の実現のための検討を加速する。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、こうした取組を進めることにより、経済活性化を実現し、日本経済の潜在成長力を高める。また、政府・日本銀行は、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となった取組を行う。

今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

上記の経済見通しの前提となる主要な経済財政政策は以下のとおり。

- 成長力強化：日本経済の潜在成長力を高めるための改革に大胆に取り組む。「経済成長戦略大綱」等の推進を図るとともに、国内の構造改革と一体的に経済連携協定（EPA）・WTO等の対外経済政策の展開を加速・強化する。「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。
- 地域経済の活性化：「地域活性化策に関する政府の取組について」（平成18年11月24日）に基づき、地域による独自の取組を政府が一体となって支援する。また、「地方分権改革推進法」の着実な実施等により地方分権を推進する。
- 再チャレンジ支援：平成18年末までに取りまとめられる「再チャレンジ支援総合プラン」（仮称）に基づく支援策を総合的に推進する。
- 歳出改革：「平成19年度予算編成の基本方針」（平成18年12月1日閣議決定）等を踏まえ、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出改革路線を強化する。
- 行政改革：政策金融改革に関連する法律案を次期通常国会に提出するとともに、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成18年12月8日閣議決定）に基づく見直しを行う。
- 規制改革：市場化テストの拡大を図るとともに、教育、雇用・労働、医療、福祉・保育等の分野における規制改革・民間開放を推進する。
- 税制改革：「平成19年度与党税制改正大綱」（平成18年12月14日）を踏まえ、減価償却制度、住宅税制等について、所要の措置を講じる。
- 社会保障制度改革：将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するための制度全体を捉えた一体的見直しの議論等を踏まえ、平成19年度には、雇用保険その他の分野の制度改革等に取り組む。

資料 3

平成 1 9 年度 一般会計 歳入 歳出 概算

平成18年12月24日
(単位 百万円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成 1 9 年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租税及印紙収入	45,878,000	53,467,000	7,589,000	16.5
2. その他収入	3,835,024	4,009,808	174,784	4.6
3. 公 債 金	29,973,000	25,432,000	△ 4,541,000	△ 15.2
合 計	79,686,024	82,908,808	3,222,784	4.0
歳 出				
1. 国 債 費	18,761,560	20,998,807	2,237,247	11.9
2. 地方交付税交付金 等	14,558,434	14,931,618	373,184	2.6
3. 一 般 歳 出	46,366,030	46,978,383	612,353	1.3
合 計	79,686,024	82,908,808	3,222,784	4.0

(注) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

平成19年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

平成18年12月24日
(単位 百万円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成19年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
(社会保障関係費)				
1. 生活保護費	2,046,077	1,982,011	△ 64,066	△ 3.1
2. 社会福祉費	1,511,720	1,622,251	110,531	7.3
3. 社会保険費	16,162,091	16,899,948	737,857	4.6
4. 保健衛生対策費	421,284	415,191	△ 6,093	△ 1.4
5. 失業対策費	432,726	221,495	△ 211,231	△ 48.8
計	20,573,898	21,140,896	566,998	2.8
(文教及び科学振興費)				
1. 義務教育費国庫負担金	1,676,349	1,665,912	△ 10,437	△ 0.6
2. 科学技術振興費	1,331,195	1,346,173	14,978	1.1
3. 文教施設費	114,505	114,614	109	0.1
4. 教育振興助成費	2,009,694	2,003,751	△ 5,943	△ 0.3
5. 育英事業費	135,361	143,858	8,497	6.3
計	5,267,104	5,274,308	7,204	0.1
国 債 費	18,761,560	20,998,807	2,237,247	11.9
(恩給関係費)				
1. 文官等恩給費	35,874	32,060	△ 3,814	△ 10.6
2. 旧軍人遺族等恩給費	907,248	840,158	△ 67,090	△ 7.4
3. 恩給支給事務費	3,479	3,287	△ 192	△ 5.5
4. 遺族及び留守家族等援 護費	52,287	48,000	△ 4,287	△ 8.2
計	998,888	923,505	△ 75,383	△ 7.5
地方交付税交付金	13,742,474	14,619,635	877,161	6.4
地方特例交付金	815,960	311,983	△ 503,977	△ 61.8
防衛関係費	4,813,939	4,801,643	△ 12,296	△ 0.3

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成19年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
(公共事業関係費)				
1. 治山治水対策事業費	1,027,339	980,438	△ 46,901	△ 4.6
2. 道路整備事業費	1,610,488	1,547,517	△ 62,971	△ 3.9
3. 港湾空港鉄道等整備事業費	528,166	513,632	△ 14,534	△ 2.8
4. 住宅都市環境整備事業費	1,653,094	1,635,306	△ 17,788	△ 1.1
5. 下水道水道廃棄物処理等施設整備費	1,042,055	979,884	△ 62,171	△ 6.0
6. 農業農村整備事業費	727,829	674,656	△ 53,173	△ 7.3
7. 森林水産基盤整備事業費	322,314	314,504	△ 7,810	△ 2.4
8. 調整費等	217,535	228,668	11,133	5.1
小 計	7,128,820	6,874,605	△ 254,215	△ 3.6
9. 災害復旧等事業費	72,674	72,674	0	0.0
計	7,201,494	6,947,279	△ 254,215	△ 3.5
経済協力費	721,826	691,259	△ 30,567	△ 4.2
中小企業対策費	161,646	162,549	903	0.6
エネルギー対策費	470,927	864,748	393,821	83.6
食料安定供給関係費	636,055	607,370	△ 28,685	△ 4.5
産業投資特別会計へ繰入	48,054	20,286	△ 27,768	△ 57.8
その他の事項経費	5,122,199	5,194,540	72,341	1.4
予 備 費	350,000	350,000	0	0.0
合 計	79,686,024	82,908,808	3,222,784	4.0

資料 4

平成19年度地方財政収支見通しの概要

平成18年12月24日現在

項 目		平成19年度 (見 込)	平成18年度	増減率 (見 込)	備 考
歳 入	地 方 税	403,728 億円	348,983 億円	15.7 %	1 交付税特別会計借入金 ・平成19年度末見込み 約33.0兆円 (国負担分約19兆円の 一般会計振替整理によ り全額地方負担分) 平成18年度末見込み(当初) 約52.8兆円 (うち地方負担分 約34.2兆円)
	地 方 譲 与 税	7,091 億円	37,324 億円	▲ 81.0 %	
	地方特例交付金等	3,120 億円	8,160 億円	▲ 61.8 %	
	地 方 交 付 税	152,027 億円	159,073 億円	▲ 4.4 %	
	地 方 債	96,529 億円	108,174 億円	▲ 10.8 %	
	うち臨時財政対策債	26,300 億円	29,072 億円	▲ 9.5 %	
	うち減税補てん債	0 億円	4,520 億円	▲ 100.0 %	
	歳 入 合 計	約 831,300 億円	831,508 億円	▲ 0.0 %	
「一般財源」		592,266 億円	587,132 億円	0.9 %	2 地方の借入金残高 ・平成19年度末見込み 約199兆円
給 与 関 係 経 費		約 225,100 億円	225,769 億円	約 ▲ 0.3 %	
歳 出	退職手当以外	約 201,300 億円	205,321 億円	約 ▲ 2.0 %	※1 投資的経費との一体的 是正+6,000億円を除いた 場合。 ※2 一般行政経費との一体 的是正▲12,000億円(一般 財源ベース▲6,000億円)を 除いた場合。
	義務教育教職員	約 61,300 億円	61,572 億円	約 ▲ 0.5 %	
	一般職員等	約 140,000 億円	143,749 億円	約 ▲ 2.6 %	
	退職手当	約 23,800 億円	20,448 億円	約 16.5 %	
	一般行政経費				
	うち単独分	約 139,500 億円	134,785 億円	約 3.5 %	
	〔乖離是正前〕※1	〔約 133,500 億円〕		〔約 ▲ 0.9 %〕	
	投資的経費				
	うち単独分	約 85,900 億円	100,911 億円	約 ▲ 14.9 %	
	〔乖離是正前〕※2	〔約 97,900 億円〕		〔約 ▲ 3.0 %〕	
	公営企業繰出金	約 27,200 億円	27,346 億円	約 ▲ 0.4 %	
	うち企業債償還費 普通会計負担分	約 18,900 億円	18,828 億円	約 0.5 %	
公 債 費	約 131,500 億円	132,979 億円	約 ▲ 1.1 %		
水 準 超 経 費	約 23,500 億円	14,900 億円	約 57.7 %		
歳 出 合 計	約 831,300 億円	831,508 億円	約 ▲ 0.0 %		
地方一般歳出		約 657,400 億円	664,801 億円	約 ▲ 1.1 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

資料5

平成19年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区 分	平成19年度 当初予算額	平成18年度				増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 A	補正額 B	補正後 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得 税 (A)	16,545,000	12,788,000	1,782,000	14,570,000	3,757,000	1,975,000	29.4	13.6	
	酒 税 (B)	1,495,000	1,572,000	-	1,572,000	-77,000	-77,000	-4.9	-4.9	
	二 税 計 (ア)	18,040,000	14,360,000	1,782,000	16,142,000	3,680,000	1,898,000	25.6	11.8	
	法 人 税 (イ)	16,359,000	13,058,000	2,751,000	15,809,000	3,301,000	550,000	25.3	3.5	
	消 費 税 (ウ)	10,645,000	10,538,000	-53,000	10,485,000	107,000	160,000	1.0	1.5	
	たばこ税 (エ)	926,000	940,000	-	940,000	-14,000	-14,000	-1.5	-1.5	
一 般 会 計	(ア)×32%	5,772,800	4,595,200	570,240	5,165,440	1,177,600	607,360	25.6	11.8	
	(イ)×34% ※ H18は35.8%	5,562,060	4,674,764	984,858	5,659,622	887,296	-97,562	19.0	-1.7	
	(ウ)×29.5%	3,140,275	3,108,710	-15,635	3,093,075	31,565	47,200	1.0	1.5	
	(エ)×25%	231,500	235,000	-	235,000	-3,500	-3,500	-1.5	-1.5	
	小 計	14,706,635	12,613,674	1,539,463	14,153,137	2,092,961	553,498	16.6	3.9	
	当該年度国税決算に伴う 精算分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度精算分	-87,000	-87,000	603,073	516,073	0	-603,073	0.0	-116.9	
	小 計 (法定五税分)	14,619,635	12,526,674	2,142,536	14,669,210	2,092,961	-49,575	16.7	-0.3	
	法附則第4条の2第2項、第3 項及び第4項に基づく加算額	-	238,200	-	238,200	-238,200	-238,200	皆 減	皆 減	
	法附則第4条の2第5項、第6 項及び第7項に基づく加算額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第4条の2第9項に基 づく加算額	-	274,700	-	274,700	-274,700	-274,700	皆 減	皆 減		
臨時財政対策特別加算額	-	702,900	-	702,900	-702,900	-702,900	皆 減	皆 減		
計 (一般会計繰入れ)	14,619,635	13,742,474	2,142,536	15,885,010	877,161	-1,265,375	6.4	-8.0		
特 別 会 計	返 還 金	268	168	-	168	100	100	59.5	59.5	
	特別会計借入金	-	1,161,000	-	1,161,000	-1,161,000	-1,161,000	皆 減	皆 減	
	借入金償還額	-586,900	-79,875	-533,600	-613,475	-507,025	26,575	634.8	-4.3	
	借入金等利子充当分	-566,100	-677,300	-	-677,300	111,200	111,200	-16.4	-16.4	
	剰余金の活用	215,000	470,000	-	470,000	-255,000	-255,000	-54.3	-54.3	
	前年度からの繰越分	1,520,841	1,290,788	-	1,290,788	230,053	230,053	17.8	17.8	
	翌年度への繰越分	-	-	-1,520,841	-1,520,841	-	1,520,841	-	皆 増	
計	15,202,745	15,907,255	88,095	15,995,350	-704,510	-792,605	-4.4	-5.0		
地 方 交 付 税	合 計	15,202,745	15,907,255	88,095	15,995,350	-704,510	-792,605	-4.4	-5.0	
	内 訳									
	普通交付税	14,290,328	14,952,662	88,095	15,040,757	-662,334	-750,429	-4.4	-5.0	
特別交付税	912,417	954,593	-	954,593	-42,176	-42,176	-4.4	-4.4		

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料 6

平成19年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交 付 金 名	19年度	18年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	845.1	835.5	9.6	1.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	259.4	251.4	8.0	3.2
施設等所在市町村調整交付金	66.0	64.0	2.0	3.1
電源立地地域対策等交付金	1,345.6	1,245.2	△100.4	△ 8.1
特定防衛施設周辺整備調整交付金	186.4	135.0	51.4	38.1
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺 整備調整交付金	20.6	33.2	△12.6	△38.0
石油貯蔵施設立地対策等交付金	61.4	63.7	△ 2.3	△ 3.6
地方道路整備臨時交付金	7,099.0	7,393.0	△294.0	△ 4.0

資料 7

平成19年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目	平成19年度 計画額 (A)	平成18年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一 般 会 計 債				
1 一 般 公 共 事 業	19,467	19,894	△ 427	△ 2.1
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,680	1,758	△ 78	△ 4.4
3 災 害 復 旧 事 業	408	426	△ 18	△ 4.2
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	6,439	8,302	△ 1,863	△ 22.4
(1) 学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	2,068	2,280	△ 212	△ 9.3
(2) 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	316	389	△ 73	△ 18.8
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	1,505	2,088	△ 583	△ 27.9
(4) 一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業	1,850	2,845	△ 995	△ 35.0
(5) 施 設 整 備 事 業 (一 般 財 源 化 分)	700	700	0	0.0
5 一 般 単 独 事 業	28,062	32,994	△ 4,932	△ 14.9
(1) 一 般 事 業	4,254	6,137	△ 1,883	△ 30.7
(2) 地 域 活 性 化 事 業	900	1,500	△ 600	△ 40.0
(3) 防 災 対 策 事 業	1,300	1,500	△ 200	△ 13.3
(4) 合 併 特 例 事 業	9,500	9,500	0	0.0
(5) 臨 時 地 方 道 整 備 事 業	9,300	10,009	△ 709	△ 7.1
(6) 臨 時 河 川 等 整 備 事 業	587	605	△ 18	△ 3.0
(7) 臨 時 高 等 学 校 整 備 事 業	721	743	△ 22	△ 3.0
(8) 地 域 再 生 事 業	1,500	3,000	△ 1,500	△ 50.0
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,312	3,390	△ 78	△ 2.3
(1) 辺 地 対 策 事 業	508	538	△ 30	△ 5.6
(2) 過 疎 対 策 事 業	2,804	2,852	△ 48	△ 1.7
7 首 都 圏 等 整 備 事 業	99	101	△ 2	△ 2.0
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	667	784	△ 117	△ 14.9
9 行 政 改 革 推 進 債	3,000	3,000	0	0.0
10 調 整 (不 交 付 団 体 分)	50	50	0	0.0
計	63,184	70,699	△ 7,515	△ 10.6
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	4,374	5,027	△ 653	△ 13.0
2 工 業 用 水 道 事 業	295	444	△ 149	△ 33.6
3 交 通 事 業	2,990	3,180	△ 190	△ 6.0
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	63	61	2	3.3
5 港 湾 整 備 事 業	550	523	27	5.2
6 病 院 事 業	2,386	2,892	△ 506	△ 17.5
7 介 護 サ ー ビ ス 施 設 整 備 事 業	20	57	△ 37	△ 64.9
8 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	289	344	△ 55	△ 16.0
9 地 域 開 発 事 業	1,374	1,473	△ 99	△ 6.7
10 下 水 道 事 業	15,275	16,377	△ 1,102	△ 6.7
11 観 光 そ の 他 事 業	108	197	△ 89	△ 45.2
計	27,724	30,575	△ 2,851	△ 9.3
合 計	90,908	101,274	△ 10,366	△ 10.2

(単位：億円、%)

項 目	平成19年度 計画額 (A)	平成18年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債	2,000	2,000	0	0.0
四減税補てん債	-	4,520	皆減	皆減
五臨時財政対策債	26,300	29,072	△ 2,772	△ 9.5
六退職手当債	5,900	2,600	3,300	126.9
七国の予算等貸付金債	(437)	(501)	(△ 64)	(△ 12.8)
総 計	(437)	(501)	(△ 64)	(△ 12.8)
	125,108	139,466	△ 14,358	△ 10.3
内 訳				
普通会計分	96,529	108,174	△ 11,645	△ 10.8
公営企業会計等分	28,579	31,292	△ 2,713	△ 8.7
(資金区分)				
政 府 資 金	32,800	38,500	△ 5,700	△ 14.8
財政融資資金	32,800	33,700	△ 900	△ 2.7
郵政公社資金	-	4,800	皆減	皆減
〔郵便貯金資金〕		〔 1,700 〕		
〔簡易生命保険資金〕		〔 3,100 〕		
公 営 公 庫 資 金	13,500	14,060	△ 560	△ 4.0
(国の予算等貸付金)	(437)	(501)	(△ 64)	(△ 12.8)
公 的 資 金 計	46,300	52,560	△ 6,260	△ 11.9
民 間 等 資 金	78,808	86,906	△ 8,098	△ 9.3
市 場 公 募	34,000	35,000	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	44,808	51,906	△ 7,098	△ 13.7

(備 考)

- 平成19年度から3年間で、「三公営企業借換債」と合わせて5兆円規模の公的資金(財政融資資金、郵政公社資金及び公営公庫資金)の繰上償還(補償金なし)等を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- そのほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

資料 8

公立学校授業料・保育料の改定について (地方財政計画・地方交付税)

(単位：円)

区分		改定前	改定後	
高等学校	全日制	(115,200) 9,600	(118,800) 9,900	
	定時制	(31,200) 2,600	(32,400) 2,700	
	通信制	(6,000)	(6,200)	
	別科・ 専攻科	職業科	(115,200) 9,600	(118,800) 9,900
		その他	(72,000) 6,000	(74,400) 6,200
	幼稚園	(73,200) 6,100	(75,600) 6,300	
特別支援学校	(4,800) 400	(4,800) 400		

- (注1) 新単価は、平成19年度入学者から適用される。
 (注2) 単価は月額であり、() 書きは年額である。

資料 9

平成19年度の共済組合負担の組合別料率

区 分		警 察 官	警 察	都道府県	市町村	公 立 学 校		
			事 務 職	一 般 職	一 般 職	義 務 教 育 職	そ の 他 教 育 職	
長 期	給料	89.7408%						
	期末手当等	71.7926%						
	公経済	20.7%						
追 加 費 用		79.6%	70.8%	108.4%	47.7%	130.6%	75.7%	
短 期	給料	47.61%	47.61%	44.07%	51.22%	43.35%		
	短期+福祉	41.65%	41.65%	38.46%	44.96%	38.65%		
	育休介護手当金	0.05%	0.05%	0.20%	0.28%	0.21%		
	介護納付金	5.91%	5.91%	5.41%	5.42%	4.49%		
	特別財政調整				0.56%			
	期末手当等	38.09%	38.09%	35.25%	40.98%	34.68%		
	短期+福祉	33.32%	33.32%	30.76%	35.97%	30.92%		
	育休介護手当金	0.04%	0.04%	0.16%	0.22%	0.17%		
	介護納付金	4.73%	4.73%	4.33%	4.34%	3.59%		
	特別財政調整				0.45%			
事 務 費		240円	240円	240円	8,050円	240円		

(注) 1 「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の4第1項の規定による特例措置と同様の措置（改正予定）が平成19年4月1日以降も講じられるものとして算出した額である。

2 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。

3 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与（掛金の標準となる給料の額×1.25（特別職の職員等である組合員は1）と掛金の標準となる期末手当等との合計額）に対する率である。